

# 山口県報

令和8年  
1月9日  
(金曜日)

令和八年一月九日

山口県知事  
村岡嗣政

- 告示  
特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更を「ようとするときの届出を

目次

- 公告  
救急病院の認定（医療政策課）……………1
  - 保安林予定森林（山口市）（森林整備課）……………1
  - 道路の区域の変更（道路整備課）……………1
  - 道路の供用の開始（道路整備課）……………1
  - 契約の締結（二件）（デジタル・ガバメント推進課）……………1
  - 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………1
  - 選管告示  
選挙人名簿選挙時登録の基準日……………1
  - 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………1

山口県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

令和八年一月九日

名	医	山口県知事	村岡嗣政
称	療	山口市吉敷下東二丁目一〇番二〇	令和七、一一、一二
所	機	山口市桜畠三丁目一番四一号	廢止年月日
在	閥	周南市弥生町二丁目三	
地		岩国市美川町南桑二四〇九の二	
号		佐藤医院	
原田内科胃腸科医院		なぐわ薬局	
香川内科			

山口県告示第七号

**土壤汚染対策法**（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

山口県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

医

療

機

閑

指定年月日

はらだ内科・内視鏡クリニック  
二ツク  
なぐわ薬局岩国市錦町広瀬一〇八〇の一  
令和七、一、一

令和七、一、一

指定訪問看護事業者等  
名 称 主たる事務所  
の所在地訪問看護ステーション等  
名 称 所 在 地 指定年月日株式会社樹 防府市勝間三丁  
目七番七一二号訪問看護ステー  
ションあかり  
番三五号

令和七、六、一

株式会社ツクイ 横浜市港南区上  
大岡西一丁目六  
番一号ツクイ岩国訪問  
看護ステーション  
号一丁目五番三三  
二、一

称 所 在 地

機

閑

指定年月日

**二 指定の目的**  
**(一) 立木の伐採の方法**

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて総覧に供する。)

**山口県告示第十一号**

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年一月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
医療法人岩国病院 岩国市岩国三丁目二番七号

区 道路の種類
道路の区域 県道

## 山口県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和八年一月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
橋東和線道 大島郡周防大島町大字和佐字東中崎一〇〇七六の三地先		令和八年一月十日



## (三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子県庁基幹システム 一式

一般競争入札

四 落札者を決定した日  
令和七年十月三十日五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社J-ECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

七億三千五百十七万四千円

七 入札公告日  
令和七年九月十六日八 その他  
契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(一) 調達方法  
借り入れ(二) 落札方式  
最低価格

## (三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和八年一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
制度改正（子ども・子育て支援金・旅費・人労）に伴う基幹システム改修業務  
一式

三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
令和七年十月二十三日五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

五千六百八十一万五千九百四十六円

七 隨意契約によることとした理由

八 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため  
契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

令和八年一月九日

**山口県選挙管理委員会告示第二号**

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

山口県知事選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年一月九日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

選挙時登録の基準日 令和八年一月二十一日

山

**山口県選挙管理委員会告示第一号**

山口県知事選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条

第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年一月九日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

選挙時登録の基準日 令和八年一月二十一日

口

**一 都市計画の種類及び名称**

周南都市計画公園二・二・三百十四河原街区公園

周南都市計画公園三・二・三百四東川緑地公園

**二 都市計画の図書の写しの縦覧場所**

山口県土木建築部都市計画課



山口県知事 村岡嗣政

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があるので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年一月九日

**(四) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧**

「小郡集会所  
小郡下郷二三五三の二」を

「小郡明治一丁目五番一七」に改める。

四

号ク  
ク